

広島県告示第五百四十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたと。

平成二十年六月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

因島市加入区（因島市漁業協同組合）